

社会福祉法人 純生喜狛会
猪方みんなの家こどもクラブ
令和 8 年度版

クラブのしおり

【所在地】〒201-0015

東京都狛江市猪方 2 丁目 11 番 16 号

電話 080-6948-8174

【クラブの概要】

名称	猪方みんなの家こどもクラブ
所在地	東京都狛江市猪方 2 丁目 11 番 16 号
設置運営主体	社会福祉法人 純生喜狛会
施設長	井上 和信
開設	令和5年4月1日 名称:猪方こどもクラブ 令和 6 年4月1日名称変更:猪方みんなの家こどもクラブ
施設用地	法人所有
電話	080-6948-8174
FAX	03-3480-1106 (社会福祉法人純生喜狛会 代表番号)
ホームページ	https://jyunseikihakukai.com/HPinogata/index.html

【施設の概要】

建物の概要	木造(一部鉄骨造)2階建て 園舎総面積 170.78 m ²
主な設備	育成室 3 室 ・トイレ 6 室 ・事務室 1 室

【育成理念】

「命を育み、命を大切にする心を育成する人づくり」

1. 明るく思いやりのある優しい子ども
2. 感受性を高め、協調性、個性を育てる
3. 日常生活を送る上で人間らしく自立できる子ども

【基本方針】

- ・子どもにとって安心安全な生活の場の提供を目指す

- ・小規模ならでの家庭的な雰囲気づくりを目指す
- ・活動を工夫して自主性や創造性を培う
- ・お友達との生活を通して思いやりと約束を守れる心を培う

【指導方針】

- ・最も重要な「命」の大切さを職員が念頭に置いてどんな場合においても「子ども」の命を守ること
に尽力します。子ども一人ひとりに向き合い、子どもを真ん中に、保護者との信頼関係づくりを大
切に、小規模ながら大家族のような雰囲気の中、子どもの人権を尊重した育成を行います。
保護者との連携をもとに、一人ひとりの子どもの可能性や育つ力を認め、個性を伸ばしていけるこ
とを大切にする施設環境を整備して、安全で安心できる生活の場を提供します。。
- ・人への愛情と信頼感、人権を大切にする心を持った明るく思いやりのある優しい子ども
- ・感受性を高め、協調性、個性を育て、創造性の芽生えを培い、仲間と協力できる子ども
- ・日常生活を送るうえで人間らしく自立し、自ら望ましい未来をつくりだせる子ども

【運営および職員配置】

設置：社会福祉法人純生喜伯会

運営：社会福祉法人純生喜伯会

職員配置：社会福祉法人純生喜伯会職員

【定員及び対象児】

定 員：40 名

対象児童：狛江市内在住の小学校 1 年生～6 年生までの児童

学童クラブの目的：学童クラブは保護者の方が働いていたり、長期療養等で放課後に家庭で保護
育成にあたることのできない世帯のお子様を対象に子どもたちの遊びや安全管理・生活指導や余
暇指導を行い、異年齢の子どもたちとも交流することで、子どもたちの健全育成を図ることを目的と
して実施します。

【開所時間・休所日について】

開所時間：

【平日】放課後～午後 5 時（延長保育は午後 6 時 45 分まで）

【土曜日および学校休業日】午前 8 時 15 分～午後 5 時（延長保育は午後 6 時 45 分まで。土曜
日の延長保育はありません。）

※春休み・夏休み・冬休み・学校行事による振替休日などの学校休業日は、午前8時15分からの
一日育成となります。

休所日：

日曜日・国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）

その他、特殊な事態（伝染病、非常災害等）が発生した場合

・出欠席の変更については、前開所日（土曜日を除く）の午後3時までにお知らせください。出席児

童がいない時には、育成を実施しない場合もあります。学校夏季プール等の学校事業を除き、習い事やお稽古終了後に再登所することはできません。

- ・猪方みんなの家こどもクラブ（以下「クラブ」という。）の入会期間は1年間です。翌年度も継続して入所をご希望される場合は、必ず新年度用の申請手続きが必要です。
- ・クラブは、保護者の方がお仕事等でご家庭での保育に欠ける場合に利用できます。保護者が勤務をお休みの日などは、原則家庭での育成をお願いします。
- ・土曜日や年始の育成については、異年齢交流の機会として姉妹園である保育所「駒井町みんなの家（狛江市駒井町 3-36-1）」で育成を行う場合があります。

【クラブへの出欠について】

- ・翌月の出欠の予定表は毎月月初に連絡帳に挟んで配布します。ご記入のうえ、18日までに連絡帳に挟んでご提出ください。出欠、降所の管理はご記入していただいた予定表に基づき対応いたします。
- ・出欠席や降所時間の変更等については、連絡帳、電話（クラブ支援員が出ない場合には留守電にメッセージを残してください。）、連絡用アプリ（LINE）で保護者の方からお知らせください。
- ・連絡のない欠席や、予定時間にお迎えがない場合には、緊急連絡先の優先順位に基づき電話連絡をさせていただきます。また、保護者の方と連絡が取れない場合には、予定表に基づき対応いたしますので、ご了承ください。お子様からの伝言はお受けできません。
- ・当日の急な予定変更については午後 1 時30分までにご連絡ください。（土曜日の場合は当日午前8時まで）
- ・予定の変更等は、学校ではなく、クラブにご連絡ください。学校からクラブへの連絡はありません。また、体調不良等で学校を欠席・早退した時も同様です。忘れずにご連絡をお願いいたします。

【クラブへの登所と降所について】

- ・クラブの入所第1日目の登所のみ、必ず保護者が児童を送り迎えしての登所をお願いいたします。
- ・原則として、クラブ支援員による児童の送り迎えはいたしません。初めてクラブに入所する方は、入所までにお子様と歩く道（通学路、学校からクラブ、クラブから自宅、自宅からクラブ）の確認と練習をしておいてください。
- ・午後6時以降（冬場は5時以降）に降所する場合は、帰路の安全性の向上のため、保護者によるお迎えを推奨しています。必要に応じて、ファミリー・サポート・センター（有料）をご利用ください。
- ・狛江市に警報が発令された場合や災害等が発生した場合など、児童の自力降所では危険であると判断した場合は、保護者によるお迎え等をお願いする場合があります。
- ・名札を付けることにより、服に穴が開くこともあります。動きやすく、汚れてもよい服装で登所してください。体温調節がしやすいよう、季節に合わせた服装にて登所してください。
- ・児童の自転車での登所は禁止しています。

【悪天候等で学校が休校・時差登校になった場合について】

- ・悪天候（台風・大雪等）で学校が時差登校・休校となった場合は、登所前にクラブが開所しているかお電話にてご確認ください。なお、交通事情等で支援員の出勤が遅れることがあります。

- ・お子さんが安全に登所するために、登所の際には必ず保護者の方が付き添って支援員へ引き渡してくださいようお願いいたします。

【学級閉鎖等になった場合について】

- ・学級閉鎖等期間中は、その趣旨をふまえ、家庭保育とし原則クラブの利用は控えていただきますようお願いいたします。やむを得ない理由により家庭保育ができない場合は、別途ご相談ください。

【災害時について】

- ・地震、火災、台風、大雪等の災害が生じた場合は、できるだけ早くお迎えに来てください。保護者がすぐに来られない時に備え、予めお迎えに来られる人を決めておいてください。
- ・広域にわたる災害（地震、台風等）の場合、電話による問い合わせは回線故障の恐れがありますので、ご遠慮ください。連絡アプリ（携帯）の一斉メールにて、可能な限り連絡をする予定です。

施設名称	猪方みんなの家こどもクラブ	電話 080-6948-8174 FAX 03(3480)1106(法人代表)
施設の住所	狛江市猪方2丁目11番16号	
災害時避難場所	一時集合場所：狛江市立狛江第二中学校 校庭 ↓ 状況に応じて 狛江市立狛江第六小学校 区域内避難場所：狛江市立狛江第二中学校 広域避難場所：多摩川河川敷河川敷 狛江市立狛江第一中学校（水害時）	

【育成料について】

育成料（保護者負担額）：月額¥4,000

＊1日でも在籍している場合は、1ヶ月分の間食費等育成料が発生します。

＊以下に該当する方は、所定の申請書をご提出いただくと、間食費等育成料を免除することができます。申請日の翌月からの適用となりますので、お早めに児童育成課窓口又は郵送にて免除申請手続きを行ってください。令和8年4月分からの間食費等育成料免除を希望される方は、必ず令和8年3月31日までに免除申請書の提出手続きをしてください。

＊生活保護世帯の方

…令和8年度分の間食費等育成料を免除することができます。

＊令和7年度市民税非課税世帯の方

…令和8年4～6月分の間食費等育成料を免除することができます。

＊令和8年度市民税非課税世帯の方

…令和8年7月～令和9年3月分の間食費等育成料を免除することができます。

【育成料の納入方法について】

下記口座に児童名で、毎月 10 日までに振り込みをお願いします。

銀行名 三井住友銀行

支店名 喜多見支店

口座種類 普通

口座番号 2172701

口座名義 シャカイクシホウジンジュンセイキハクカイ リジチョウ シミズヤヨイ

(社会福祉法人純生喜狛会 理事長 清水弥生)

*恐れ入りますが、振り込み手数料はご負担ください。

*毎月月初に請求いたします。まとめたお支払いはお受けいたしかねます。

【延長保育および土曜日の利用について】

- ・平日および春休み・夏休み・冬休み・学校行事による振替休日などの学校休業日は、延長保育の利用が可能です。(午後5時～午後6時45分まで)
- ・土曜日の利用および延長利用は、前月の18日までに利用申込をお願いいたします。(予定表の提出を以て利用申込といたします。)期限を過ぎての利用申込はできません。
- ・延長保育および土曜日の利用について別途料金は発生いたしません。
- ・土曜日の育成について、申込後に利用予定が変更になった場合はすみやかにクラブまでお知らせください。また土曜日の利用状況に変更がないか利用日前にクラブより確認のご連絡をさせていただく場合があります。

【おやつについて】

- ・おやつは午後3時(6時間授業後に登所した場合は登所後)に提供いたします。午後3時以前に降所(帰宅)する日はおやつの提供はできません。

【食物アレルギー対応について】

- ・クラブでは、食物アレルギーのある児童に対し、医師の診断に基づき、保護者と面談・相談の上、クラブでの対応を決定いたします。
- ・食物アレルギーのある児童の保護者の方は、入所の前にクラブへ以下のとおり必要書類の提出をお願いいたします。

〈粕江市立小学校の児童〉

- ・学校に提出される学校生活管理指導表(アレルギー用)の写し

→学校でのアレルギー対応がなく学校生活管理指導表を作成していない方で、クラブでの対応が必要な方は、学校生活管理指導表の内容に準じたアレルギー対応について明記された医師の診断書をご提出ください。(写し可)

- ・処方薬の使用に関する説明書・同意書(処方薬のある児童のみ)

〈粕江市立以外の学校の児童〉

- ・アレルギー対応について明記された医師の診断書(写し可)

→学校生活管理指導表の内容に準じているもの

- ・処方薬の使用に関する説明書・同意書(処方薬のある児童のみ)

〈留意事項〉

- ・食物アレルギーのある児童については、継続入会の場合も必ず提出が必要です。
- ・学校と保護者の方とのアレルギー面談日時が決まりましたら、必ずクラブにもご連絡ください。学校での面談にクラブ支援員が同席する場合があります。
- ・学校生活管理指導表など医師の診断書の作成がクラブの初回登所日までに間に合わない場合は、事前にクラブまでご相談ください。
- ・ご不明な点は、提出時にクラブ支援員までお声掛けください。
- ・食物アレルギーのない児童は、提出不要です。

【昼食について】

- ・学校休業日、給食のない日は、お弁当と水筒を持たせてください。お弁当はロッカーでの保管となりますので、保冷剤を添えるなどの傷みにくい工夫をお願いいたします。お弁当で出たごみは各自お持ち帰りいただきます。

【持ち物について】

毎日持参するもの	☐ ハンカチ ☐ 水筒 ☐ ティッシュ ☐ 連絡帳(出欠席や降所時間の変更、体調等の連絡事項)
必要に応じて持参するもの	☐ 自由帳 ☐ セロハンテープ ☐ 折り紙 ☐ 色鉛筆 (上記についてはクラブに共用の備品を置いています)
クラブに据え置くもの (着替え一式は巾着袋または手提げにまとめてください)	☐ 上履き ☐ 防災ずきん ☐ 着替え一式(Tシャツ、ズボン、スカートなどの上下、下着、靴下、汚れたものを入れるビニール袋) ☐ かっぱまたは折りたたみ傘
一日育成の場合の持ちもの	☐ お弁当 ☐ 水筒 ☐ 学習用具(問題集など1時間程度学習できるもの) ☐ 筆記用具

*すべての持ち物(ビニール袋を含む)に、名前を明記してください。

- ・お金、玩具、漫画など学校で必要のないものは持たせないでください。学校で使用しているタブレットをクラブで使用することはできません。
(紛失や破損を防止するため。)

【病気やけがについて】

- ・毎朝、お子様の体調のご確認をお願いいたします。
お子様の体調がすぐれない場合は、登所を控え、休ませてください。
- ・投薬については原則として対応はしておりませんのでご了承ください。
ただし、慢性疾患やアナフィラキシーショック、熱性けいれん等の既往歴のあるお子さんは、主治医の指示書をお持ちの上、ご相談ください。

- ・登所してからの急な発熱、嘔吐、下痢等の症状、あるいは怪我の場合は保護者に連絡をします。
できるだけ早いお迎えをお願いすることがあります。
- ・怪我について、子どもたちの興味や関心、成長過程を大事にし、重大事故につながらないように見守っています。軽微な怪我については、お迎え時に支援員よりお伝えします。
受診したほうが良いと思われる怪我については、保護者に電話連絡をして受診の相談をします。

【学校感染症に罹患し、学校登校不可となった場合】

- ・狛江市の公立学校の登校許可証明書に記載されている感染症（別表参照）は、発症すると学校出席停止となり、クラブでもお子さんをお預かりできません。
- ・罹患した場合は、次の登所時に、治癒が確認できる証明書の提出が必要です。学校休業日、学校休業期間に関わらず、必ず証明書をクラブへご提出ください（学校へ提出する用紙のコピーで構いません。）。感染拡大防止のため、提出がない場合はお子さんをお預かりできません。あらかじめご了承ください。

【保険加入状況】

保険対象	・クラブ内での受傷 ・自宅および学校からクラブへの登所中の受傷 ・クラブから自宅への降所中の受傷
保険事故（内容）	・登所および降所の際に友人宅、祖父宅、習い事など、寄り道をした場合の受傷。
保険金額	・身体補償：1名 2億円/1事故 10億円 ・財物補償：1事故 500万円 ・入院：日額 3,000円 ・通院：日額 2,000円

【クラブからのお願い】

*登所および降所について

- ・登所および降所の際は、住宅地を通りますので声の大きさ、周囲の安全に配慮をお願いいたします。保護者様の送迎の際も同様です。降所後はすみやかにお帰り頂くようお願いいたします。
- ・徒歩または自転車での送迎をお願いいたします。自転車は駐輪スペースに整理してお停めください。
- ・駐車場はありません。クラブ周辺の道路は大変狭くなっております。スペースがありませんので、クラブ前の一時的な停車および駐車は一切できませんので、お車でお越しにならないようお願いいたします。
- ・登所および降所の際は、住宅地を通りますので声の大きさなどに配慮をお願いいたします。保護者様の送迎の際も同様です。

*登所の経路について

- ・学校⇄クラブ⇄家の道順を決めて、安全を確認したうえで登所・降所してください。
- ・学校から直接習い事へ行き、その後登所することはできません。また、登室中にクラブから習い事

へ行くことはできません。

- ・安全のため、運動靴での登所をお願いいたします。サンダルやブーツでの登所は避けてください。学校休業日も同様です。

***土曜日および学校休業日の登所について**

- ・学校休業日（春休み、夏休み、冬休みなど）や土曜日の一日育成時の開所時間は午前8時15分です。開所時間前の入室はできません。クラブの前で待機することのないよう、自宅を出る時間を調整してお越しくださいますようお願いいたします。

***個人情報について**

- ・お預かりした個人情報は、漏えい、消滅、き損などを防止するため、適正な管理及び更新を行います。
- ・当園の職員（ボランティア等の従事者を含む）はコンプライアンスに努め、個人情報の内容を第三者に漏えい、または不当な目的のために利用することはありません。
- ・活動の記録として写真を撮影いたします。写真はお便り、誕生日カード、室内の掲示用を使用する場合があります。また、社会福祉法人純生喜伯会ホームページへ掲載する場合があります。撮影、掲載を希望されないご家庭はお申し出ください。

【別表】

分類	病名	潜伏期間	主要症状	登園のめやす
第1種	(注)			治癒するまで
第2種	麻疹(はしか)	8 ～ 12 日	発熱、鼻汁、結膜炎症状、発疹	解熱後3日を経過してから
	百日咳	7 ～ 10 日	咳発作(夜間に強い)	特有な咳が消失してから、又は5日間の適正な抗菌薬による治療を終了してから
	インフルエンザ	1～4日	突然の高熱、呼吸器症状、関節痛、筋肉痛	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
	風疹(3日はしか)	16～18 日	発熱、発疹、リンパ節腫脹	発疹がなくなるまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	16 ～ 8 日	発熱、有痛性唾液腺腫脹	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
	水痘(水ぼうそう)	14～16 日	水疱を伴う発疹	すべての発疹がかさぶたになってから
	咽頭結膜熱(プール熱:アデノウィルス)	2 ～ 14 日	発熱、咽頭痛、結膜炎症状	主な症状が消え2日経過してからあるいは、伝染のおそれがないと認められてから
	結核(胸膜炎なども含)		発熱、咳、呼吸困難	医師の診断により伝染のおそれがないと認められてから
	髄膜炎 菌性髄膜炎		頭痛、嘔吐、意識障害	
第3種	新型コロナウイルス感染症		発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状など	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから *無症状の感染者の場合は検体採取日を0日として、5日経過すること
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157 など)	1～6 日	激しい腹痛、頻回の水様便、血便	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、検便によって陰性が確認されてから
	流行性角結膜炎	2 ～ 14 日	流涙、眼脂、結膜充血	医師の診断により伝染のおそれがないと認められてから
	急性出血性結膜炎	1～3 日	結膜出血	
	他の感染症			
	溶連菌感染症	2～5 日	発熱、咽頭痛、嘔吐	抗菌薬内服後 24～48 時間を経て、全身状態が良ければ登園可能
	手足口病	3～6 日	水疱性の発疹が口腔内及び四肢末端に出現	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れ

		ヘルパンギーナ	3～6 日	発熱、口腔内潰瘍、咽頭痛	ること
		伝染性紅斑 (リンゴ病)	4 ～ 14 日	軽い風邪症状、頬の紅斑、手足に網目状の紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登園可能
		ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウィルス等)	1～3 日	嘔気、嘔吐、下痢、発熱	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
		RS ウィルス 感染症	4～6 日	発熱、鼻汁、咳、喘鳴、呼吸困難	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好になってから
		マイコプラズマ 感染症	2～3 週 間	発熱、頭痛、しつこい咳	発熱や激しい咳が治まっていること
		突発性発疹	約 10 日	発熱、解熱後の発疹	解熱し全身状態が良くなってから
		帯状疱疹	不定	小水疱の片側性出現、掻痒感、刺激痛	すべての発疹がかさぶたになってから

登園時に届け出が必要な感染症一覧

＊厚生労働省感染症対策ガイドラインより(令和5年5月改訂)

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、
急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス